

2023年9月22日

求 積 明

原 告
被 告 国

原告訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

1 国籍法11条1項の2つの立法目的の関係について、被告が「両者は相互に密接な関係を有する」との趣旨の主張をしていない点について

被告は、本件訴訟と同様に国籍法11条1項の憲法適合性が争われている従前の訴訟において、同条項の「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍の発生防止」の2つの立法目的について、一貫して、「両者は相互に密接な関係を有する」との主張をしている。被告の準備書面(1)17頁末尾以下で引用する、東京地裁令和3年1月21日判決において、2つの立法目的を「両者は相互に密接に関係したものであるといえる。」と判示しているのも、同事件における被告国の主張を採用したものである。

しかるに、本件訴訟において、被告は、上記の2つの立法目的が相互に密接な関係を有する、との主張をしていない（被告の準備書面(1)第3、1、(3)・16頁以下参照）。この点は被告国の従前の主張と異なる点であり、また原告はこの点の食

い違いは些細な問題ではないと考えるため、以下の点について被告の釈明を求める。

記

- (1) 被告は、本件訴訟において、国籍法 11 条 1 項の「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍の発生防止」の 2 つの立法目的について、「両者は相互に密接な関係を有する」との主張はしない、との理解でよいか。

仮に、被告が本件訴訟においても「両者は相互に密接な関係を有する」との主張をされるのであれば、その旨書面にて明確に主張されたい。

- (2) 仮に、被告が本件訴訟においても「両者は相互に密接な関係を有する」との主張をされるのであれば、そこでいう「密接な関係」の具体的な意味内容を明示するとともに、「密接な関係を有する」とする理論的または論理的根拠、及び学説等文献上の根拠を具体的に提示されたい。

2 憲法 22 条 2 項は複数国籍を前提としない、との主張について

原告は、訴状 76 頁において、「憲法 22 条 2 項は解釈上、無国籍となる自由を保障するものではないとされ、外国国籍を有すること、すなわち複数国籍であることが国籍離脱の条件とされている。つまり憲法 22 条 2 項は、もともと複数国籍の存在を予定しているものであり」と主張した。これに対し被告は、準備書面(1) 25 頁において、原告の上記主張を「③憲法 22 条 2 項は重国籍を前提とするものであるため、重国籍防止を理由に日本国籍を喪失させることは許されないとして、国籍法 11 条 1 項は憲法 22 条 2 項に違反すると主張する」と整理した上、同書面 27 頁において、「憲法 22 条 2 項が重国籍を前提とするとの原告の上記(1)③の主張は理由がない。」と反論する。

しかしながら、原告は、被告国は従来、「憲法 22 条 2 項は無国籍となる自由を保障するものではない」との立場に立っているものと理解しており（甲 9・5 頁第 1 段）、上記の被告の主張は従前の国の憲法解釈との間に齟齬があるのではないかと考える。そこで、この点に関し被告に以下の通り釈明を求める。

記

- (1) 被告は、憲法 22 条 2 項の解釈として、日本国籍のみを有する者が日本国籍を離脱する（その結果無国籍となる）ことを認める、とするものであるか。

(2) 仮に(1)の求釈明の回答が「然り」である場合、国籍法13条は外国国籍を保有することを国籍離脱の条件としていることから、日本国籍のみを有する者は、どのような手続で日本国籍を離脱するのか。

(3) 仮に、(1)の求釈明の回答が「否」である場合、上記に引用した、被告の準備書面(1)27頁(3)の主張の趣旨を明らかにされたい。

3 回答の期限について

上記の求釈明事項は、いずれも被告にとって回答が容易な事項である。

すなわち、前記1の求釈明事項は、被告自身の従前の主張との整合性を尋ねるものであり、被告が意識して「密接な関係を有する」との記述をしなかったのであれば、それは十分な検討を経たものであろうから、その検討内容を示すことにより、上記求釈明事項への回答は容易である。

また、前記2の求釈明事項についても、憲法22条2項が複数国籍を前提とすることはほぼ異論なく認められているものであるから、これと異なる見解を主張したのであればその点についても十分な検討を経ているものと解され、その検討内容を示すことにより、上記求釈明事項への回答は容易である。

他方、原告としては、これらの求釈明に対する被告の回答の内容によって、被告に対する反論の内容を検討する必要がある。

したがって、上記求釈明事項への回答は、遅くとも令和5年10月2日の第2回口頭弁論期日までになされるよう、求める。

以 上